

【重要】 ※標準給与月額変更届届出済・未届けに関わらずすべての施設・団体に送付しています。

事 務 連 絡

令和 5 年 7 月 2 1 日

契約施設・団体 共済事務担当者 様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

従 事 者 共 済 会

## 『標準給与月額変更届』の算定基礎額の考え方について

東社協福振第 193 号（令和 5 年 7 月 18 日付）にてご依頼しました標準給与月額変更手続きにつきましては、ご協力いただき、深く感謝申し上げます。従事者共済会規定第 21 条において毎年 8 月 1 日現在において在籍している全加入者の 5 ～ 7 月の平均給与月額（諸手当を除く本俸月額）を届け出てくださいことになっております。先にお送りした上記依頼文では、5 ～ 7 月の平均の本俸月額を入力いただくことがわかりにくい記載となっており、この度、東社協ホームページ上の依頼文を一部追記した内容のものに更新させていただきました。昇給のタイミングが 5 ～ 7 月の間にある施設・団体におかれましては、大変申し訳ありませんが、改めて届出内容のご確認をお願いいたします。また、この間、算定基礎額の考え方について多数お問い合わせいただきました内容を、下記のとおり整理いたしました。先にお送りしております資料 3 とあわせて参考にしてください。

### 記

| 加入者の状況 |                                                                            | 算定基礎額の入力方法                         |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1      | 5 ～ 7 月の本俸月額が同額の加入者<br>（基本給が定められている）                                       | 5 ～ 7 月の平均本俸月額を届出<br>（基本給と一致）      |
| 2      | 5 ～ 7 月の間に本俸月額（基本給）の変更があった加入者                                              | 5 ～ 7 月の平均本俸月額を届出                  |
| 3      | 非常勤等で雇用契約上、月の勤務日数や時間数が定められている加入者                                           |                                    |
| 4      | 6 月から加入した場合（基本給が定められている）<br>④ 6 ～ 7 月の本俸月額が同額の加入者<br>⑤ 6 ～ 7 月の本俸月額が異なる加入者 | 6 ～ 7 月の平均本俸月額を届出<br>（④の場合は基本給と一致） |
| 5      | 7 月から加入した場合                                                                | 7 月の本俸月額                           |

※本俸月額には諸手当を一切含めないようにしてください。

※ 1 や 4 ④ の場合、5 ～ 7 月の間に本俸月額（基本給）の変更がないため、5 ～ 7 月の平均本俸月額と基本給は一致します。

### ◆【届出方法の詳細】

従事者共済会ホームページ『従事者共済会「標準給与月額変更届」の届出について』  
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kyosaikai/news/2023-0721-1321-35.html>

◆【参考】従事者共済会事務の手引き（2022 年発行） P.49 ～ 50 P.112 ～ 115

◆【問い合わせ先】東京都社会福祉協議会 共済担当 TEL：03-5283-6898